

第9回 筑前町農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 平成29年12月7日(木) 午後3時から午後4時
2. 開催場所 コスモスプラザ2階 視聴覚室
3. 出席委員 (21名)

持山 英幸	会長	平田 昇	委員
平山 正行	会長代理	北村 博美	委員
井上 治康	委員	上田 忠夫	委員
北原 康德	委員	行武 芳明	委員
岡部 貢	委員	矢野 榮	委員
倉掛 正則	委員	藤井 貢	委員
平山 雅章	委員	八尋 徳幸	委員
川上 富男	委員	下村 喜美子	委員
山本 政明	委員	行武 勇吉	委員
山口 弘行	委員	池松 和義	委員
メ野 芳江	委員		

4. 付議事項

議事

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 経営主変更承認届について
- 議案第1号 平成29年12月期農用地利用集積計画の審議について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について(県知事処分)
- 議案第3号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について

その他

5. 議事録署名人に指名された委員の氏名

倉掛 正則 委員、 平山 雅章 委員

6. 事務局出席者

事務局長 近藤 亮太、 係長 谷口 謙司、 林田 真弓

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	<p>ただ今から、平成29年度第9回筑前町農業委員会総会をはじめさせていただきます。 本日の総会に、現在の出席数は定員21名中全員ですので総会は成立しております。 それでは、農業委員憲章を全員で読み上げたいと思いますので、ご起立の程よろしく 致します。</p> <p>(全員で農業委員憲章を読む)</p>
事務局	<p>ご着席をお願いします。 次第2、会長挨拶でございます。会長よろしく致します。</p>
会長	<p>(会長挨拶)</p>
事務局	<p>ありがとうございます。 続きまして、次第3 議事録署名人の指名です。会長よろしく致します。</p>
会長	<p>議事録署名人の指名を致します。5番 倉掛委員と6番 平山雅章委員にお願いを致します。</p>
事務局	<p>よろしく致します。それでは次第4 付議事項に移りますが、ここからは会長が議長 として議事を進めていただきますのでよろしく致します。</p>
議長	<p>それでは、付議事項にはいります。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願い 致します。</p>
事務局	<p>議案書1ページをお開き下さい。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項及び 農地法施行規則第68条の規定により、通知があったのでここに報告する。貸借の終了18条 通知。本日付、会長名でございます。</p> <p>(報告第1号 番号1～番号7を読み上げる)</p>
事務局	<p>以上ご報告申し上げます。</p>
議長	<p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明が終わり ました。 これから質疑に入りますが、質問をされる方は挙手のうえ委員席番号と氏名を述べて 発言をお願い致します。 それでは、報告第1号について何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので、報告第1号は承認されたものとして次にまいります。 報告第2号 経営主変更承認届について、事務局より、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書3ページをお開きください。 報告第2号 経営主変更承認届について、上記について次のとおり報告する。本日付、 会長名でございます。理由、経営主変更承認届が提出されたので報告する。</p>

	(報告第2号 番号1～番号2を読み上げる)
事務局	以上ご報告申し上げます。
議長	報告第2号 経営主変更承認届について、事務局の説明が終わりました。 それでは、報告第2号について何か質問はありませんか。
	(質問なし)
議長	ないようですので、報告第2号は承認されたものとして次にまいります。 議案第1号 平成29年12月期農用地利用集積計画の審議について、事務局より説明をお願い致します。
事務局	議案書4ページをお開きください。 議案第1号 平成29年12月期農用地利用集積計画の審議について、上記について次のとおり審議を求める。本日付け、会長名でございます。
	(議案第1号を読み上げる)
事務局	以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご提案申し上げます。
議長	議案第1号 平成29年12月期農用地利用集積計画の審議について、事務局の説明が終わりました。 それでは、何か質問はありませんか。
	(質問なし)
議長	ないようですので採決に移ります。 議案第1号に賛成の方は挙手をお願い致します。
	(全員賛成)
議長	議案第1号は全員賛成にて可決を致します。次にまいります。 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号1について、事務局より説明をお願い致します。
事務局	議案書7ページをお開きください。 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 5条知事許可分 本日付会長名でございます。 理由 農地法第5条第1項の規定による許可申請書が農地法施行令第15条第1項の規定により提出されたので、審議を求める。
	(番号1を読み上げる)
事務局	引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 譲受人は、譲渡人から申請地を購入して、集合住宅を建築し、家賃収入を得るための、転用申請です。建物としましては、木造2階建を2棟。それぞれの建築面積が138.56㎡と207.8㎡の集合住宅を建設する計画となっています。 尚、他の法令の許可申請はありません。

	<p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地でありますので、農地の区分は第3種農地と判断します。一般基準につきましては、申請に係る添付書類にて、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について、担当委員から報告をお願いします。</p>
16番	<p>この申請地の上の土地が去年だったと思いますが、分譲で申請が出ていました。水道とかもきていますので、問題はないと思います。以上です。</p>
議 長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>この辺りは、集合住宅が3～4回申請が出ていますので、問題はないと思います。</p>
議 長	<p>それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はありますか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第2号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成多数)</p>
議 長	<p>議案第2号の番号1は、賛成多数にて可決を致します。次にまいります。</p> <p>議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号2について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>(番号2を読み上げる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>譲受人は申請地の隣地において化粧品の製造販売業を営んでいます。商品の保管を近隣の他社倉庫を賃借していますが、今回、生産から流通の効率化を図るために隣接する申請地を取得し倉庫を建設する計画となっています。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地でありますので、農地の区分は第3種農地と判断します。一般基準につきましては、申請に係る添付書類にて、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号2について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について、担当委員から報告をお願いします。</p>
7番	<p>田が6筆程、連なっている所で、第3種農地でいつでも、宅地化できる地域ですので、隣で会社を営んでいる譲受人に売買したいと相談がありました。雨水について確認したところ、側溝が整備されており、そちらに流すという事でした。広い土地ですので、地元と町に話をさせて頂いていますので問題はないと思います。以上です。</p>
議 長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>

会長代理	<p>1, 000 m²以上ですので、近隣の方への説明も終わっているので問題はないと思います。P5の地図を見て頂きたいんですが、申請地に囲まれている白地の宅地も一緒に売買されるとの事ですので、問題はないと思います。以上です。</p>
議長	<p>それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第2号の番号2に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議長	<p>議案第2号の番号2は、全員賛成にて可決を致します。次にまいります。</p> <p>議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号3について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>(番号3を読み上げる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>宅地建物取引業の譲受人は、申請地515 m²を購入し、2区画の宅地分譲地として販売する目的での転用申請となっております。通常、宅地分譲のみの農地転用は許可されませんが、都市計画法に基づき指定された用途地域内にある農地で宅地建物取引業の免許を取得しているものが行う転用については、例外的に転用が可能となっております。</p> <p>他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地でありますので、農地の区分は第3種農地と判断します。一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議長	<p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号3について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について、担当委員から報告をお願いします。</p>
9番	<p>ここは、新興住宅のエリアの中になります。ここには農家の方がいませんので、水利委員さんとかはおられないです。松延だと下流側になり、上流側の石櫃と松延新道として代理で水利委員の印鑑を押しています。その後、松延と松延新道の区長さんと話をして、水路等の確認をしたところ、問題はないという事で承認しました。以上です。</p>
議長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>特にありません。</p>
議長	<p>それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第2号の番号3に賛成の方は挙手をお願いします。</p>

	(全員賛成)
議 長	議案第2号の番号3は、全員賛成にて可決を致します。次にまいります。 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号4について、事務局より説明をお願い致します。
事務局	(番号4を読み上げる)
	引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 譲受人は博多人形製造業を営んでおり、申請地の隣地である宅地に工房・資材置場を構えるにあたり、進入路及び駐車場として申請地を利用する計画となっています。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、周囲を農地以外の土地に囲まれ、周辺農地との集団性はなく、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小規模な区域内にある農地であることから第2種農地と判断します。一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。 以上、ご提案申しあげます。
議 長	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号4について、事務局の説明が終わりました。 現地調査を行った結果について、担当委員から報告をお願いします。
5 番	今、説明があった通りですが、勝山で博多人形を作っておられます。資材置き場が手狭になり探しておられました。中古の住宅があり購入されたんですが、進入路がなく、困っておられました。購入した土地の上に畑があり、その畑を、進入口と駐車場にしたいという事で、申請をされています。住宅の方は、資材置き場として使用したいという事です。区長さん達も水利等問題はないという事で、印鑑を押されています。以上です。
議 長	会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。
会長代理	駐車場等として問題はないと思います。下にある田には地下水路がありますので、それに支障がなければ問題はないと思います。以上です。
議 長	それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。 (質問なし)
議 長	ないようですので、採決に移ります。 議案第2号の番号4に賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員賛成)
議 長	議案第2号の番号4は、全員賛成にて可決を致します。次にまいります。 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号5について、事務局より説明をお願い致します。
事務局	(番号5を読み上げる)
	引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 譲受人は現在、借家住まいの為、申請地を購入して自己の住宅を建築するための転用申請です。建物としましては、木造平屋、建築面積112.52㎡の住宅を建設される計画となって

	<p>います。尚、他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、周囲を農地以外の土地に囲まれ、周辺農地との集団性はなく、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小規模な区域内にある農地であることから第2種農地と判断します。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号5について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について、担当委員から報告をお願いします。</p>
5 番	<p>申請地の周りは住宅で囲まれています。所有者の娘さんが家を建てたいという事で申請をされています。前の道路には上水・下水が通っていますので、それに繋いで利用するとの事です。以上です。</p>
議 長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>別にありません。</p>
議 長	<p>それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第2号の番号5に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第2号の番号5は、全員賛成にて可決を致します。次にまいります。</p> <p>議案第3号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書9ページをお開きください。</p> <p>議案第3号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について上記について、次のとおり提出する。本日付 会長名でございます。</p> <p>理由 下記の者から農地移動適正化あっせん申出書が提出されたので、筑前町農地移動適正化あっせん事業実施要領5の規定に基づき、あっせん委員の選任について審議を求める。</p> <p>(番号1を読み上げる)</p> <p>あっせん委員 井上委員、行武芳明委員</p> <p>場所につきましては、別紙の配置図、17ページをご覧ください。</p> <p>以上、ご提案申しあげます</p>
議 長	<p>議案第3号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは、何か、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第3号 に賛成の方は挙手をお願いします。</p>

	(全員賛成)
議 長	<p>議案第3号は、全員賛成にて可決を致します。 以上をもちまして、本日の報告事項並びに議案の審議はすべて終了致しました。 次第5、次第6、次第7、を順に事務局より説明及び進行をして下さい。</p>
事務局	<p>次第5 その他</p>
事務局	<p>次第6 今後の日程について</p>
事務局	<p>次第7 閉会、閉会のことばを会長代理よりお願い致します。</p>
会長代理	<p>これもちまして、第9回筑前町農業委員会総会を閉会いたします。</p>
	16:00 終了